

地位承継届（相続）

【対象となる法律】

- 理容師法 ●美容師法 ●クリーニング業法 ●旅館業法 ●温泉法
- 公衆浴場法 ●興行場法 ●東京都北区プールに関する条例

開設者が死亡した場合、その相続人は当該開設者の地位を承継します。

地位を承継した相続人は、すみやかに（概ね60日以内）保健所まで届け出てください。

用語説明

- 被相続人：死亡した開設者
- 届出人：当該開設者の地位を承継した相続人
- 相続人：法定相続人

必要な書類

[1] 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、改製原戸籍など

開設者が死亡したこと、被相続人と相続人（全員分）との間の続柄がわかるように公文書（発行後6ヶ月以内）を揃えてください。

※戸籍の請求方法については、本籍地の戸籍係もしくは、北区の戸籍住民課戸籍係（Tel.03-3908-8710）にお問い合わせ、または北区ホームページの「戸籍の証明書」をご覧ください。

[2] 同意書

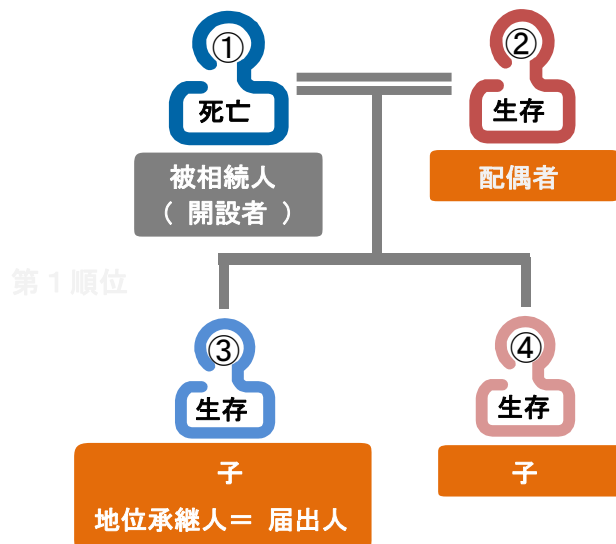
相続人が2人以上いる場合は、届出人が当該開設者の地位を承継することに対する同意書を、相続人分（届出人以外の全員分）ご用意ください。同意書には署名押印が必要です。

※様式は保健所窓口でお配りしています。また、北区ホームページからダウンロードもできます。

[3] 地位承継届

※様式は保健所窓口でお配りしています。また、北区ホームページからダウンロードもできます。

相談事例



※従前の開設者であった①が死亡し、法定相続人が②、③及び④の3名であった場合で、

③が開設者の地位を承継するときは、

[1] ①が死亡したこと、①と②・③・④との間の続柄がわかる戸籍全部事項証明書等

[2] ②及び④の同意書

[3] 開設者の地位を承継する③の地位承継届、が必要となります。

上記の図は相談の多い相続の事例です。承継の手続きの際は、事前に被相続人と相続人（全員分）の関係をご提示いただき、ご相談くださいますようお願いいたします。